

上石津トンネル 近隣の皆様へのお願い

日頃から岐阜県の道路事業に、ご理解とご協力を頂きありがとうございます。
この度、国道365号の上石津トンネルを安全に通行していただけるよう下記の通り
非常用設備の更新工事を行います。

この工事では、トンネルに設置してあります劣化した表示板・押ボタン・非常電話等
の通報装置の取替を行います。

9月からの交通規制は、トンネル内片側交互通行規制区間を分割し短くすることで、
国道の渋滞緩和を図って行きます。

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

記

規 制 期 間 令和4年 9月5日(月)～令和5年 2月28日(火) ※内100日程度

平日:午前9時～午後5時(土曜日・日曜日・祝日は休工)

※事前にトンネルの出入口に規制予告看板を設置
してお知らせします。

ご協力を宜しくお願い致します。

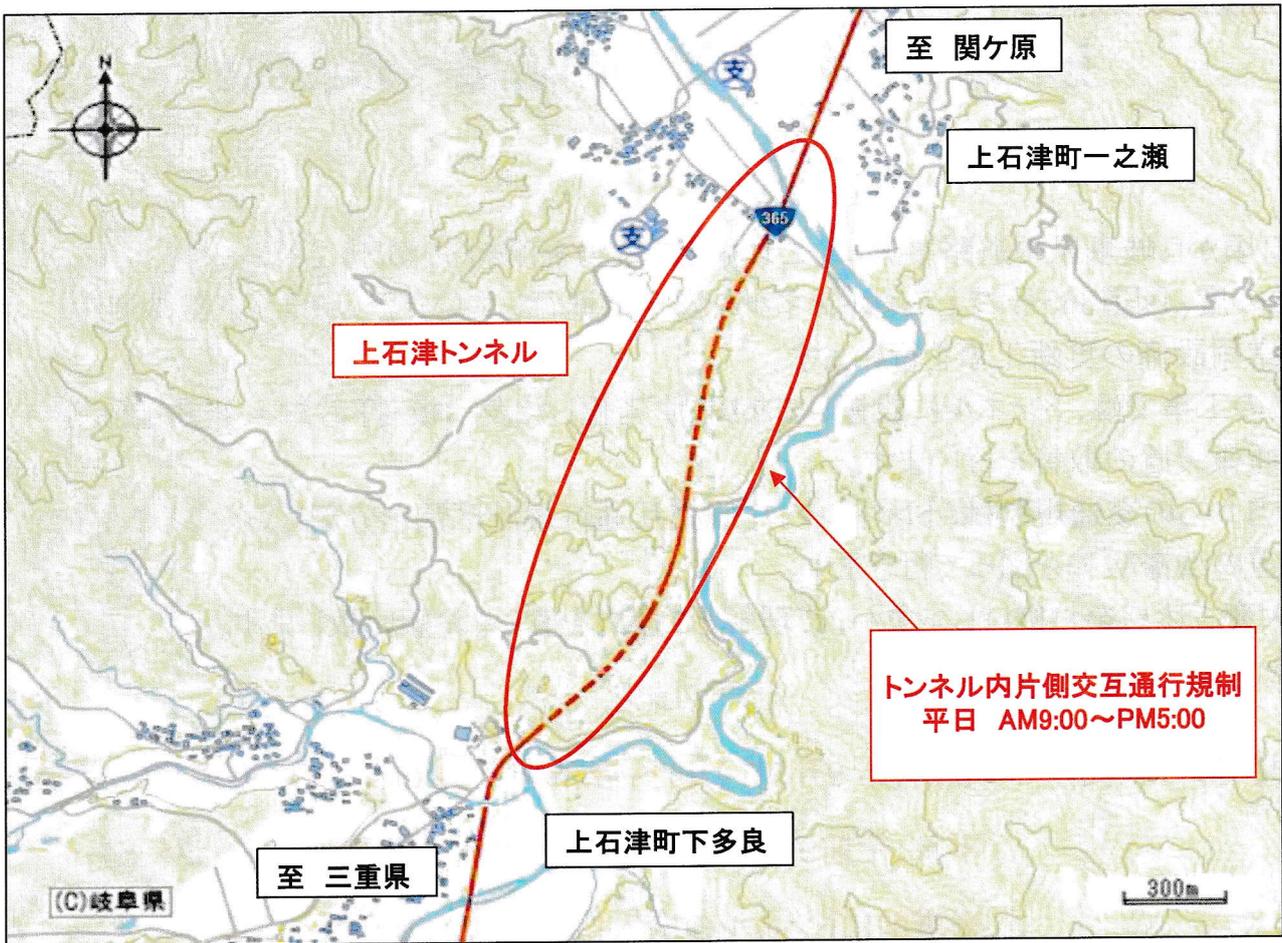
規 制 区 間 上石津トンネル(川西交差点～下多良交差点)
(裏面参照)

規 制 方 法 トンネル内片側交互通行規制 (裏面参照)

問 い 合 わ せ 先 岐阜県揖斐郡揖斐川町極楽寺字松原116-3
末永電気株式会社 大江 正悟
電話 0585-22-2148

岐阜県大垣市江崎町422-3
岐阜県 大垣土木事務所 道路課 道路第四係 梅田・北川
電話 0584-73-1111

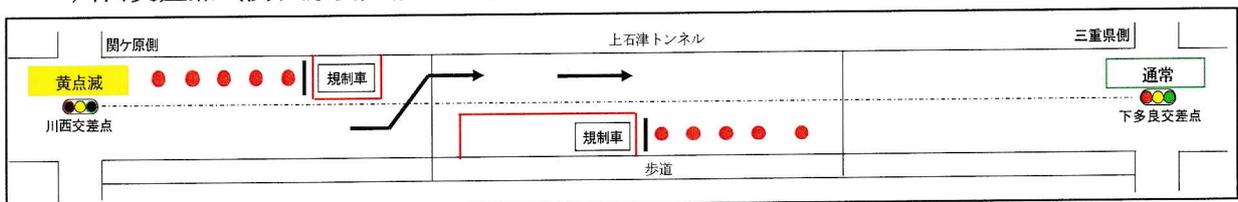
【規制場所(広域)】



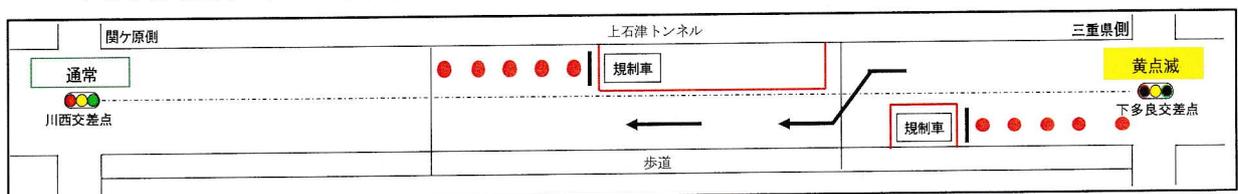
【規制方法】

上石津トンネルの交通規制は、9月からトンネル内にて片側交互規制を行います。

- ・川西交差点（関ヶ原側）信号機を黄色点滅にする規制 ※50日程度



- ・下多良交差点（三重県側）信号機を黄色点滅にする規制 ※50日程度



トンネル内にて片側交互通行規制区間を分割し短くすることで、渋滞の緩和を図ります。